

平成 17 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行
(コード 6817 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートオフィス 合 澤 仁 志
オフィサー
(TEL. 03-3667-3382)

米国訴訟の評決に関するお知らせ

2005 年 11 月 17 日(米国東部時間)に、当社の台湾子会社 Taiwan Sumida Electronics Inc. に対し、米国特許権侵害訴訟に関する陪審評決が出され、11 月 21 日に陪審評決文を取得しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当該子会社の概要

- ① 名称 : Taiwan Sumida Electronics Inc. (以下、「Taiwan Sumida」と記述)
- ② 所在地 : 台湾台北市
- ③ 代表者 : 趙家驥

2. 当該訴訟の提起および評決があった裁判所および年月日

米国テキサス州東部地区連邦裁判所 2003 年 1 月 7 日訴え提起
2005 年 11 月 17 日陪審評決

3. 当該訴訟を提起した者

O2 Micro International Limited (ケイマン諸島法人、以下「O2 Micro」と記述)

4. 訴訟の経緯および内容

① 訴訟に至る経緯

Taiwan Sumida はインバータモジュールに搭載するインバータコントローラーを従来の O2 Micro に加えて、第 2 サプライヤーとして Monolithic Power Systems, Inc. (以下「MPS」と記述) から購入をしております。O2 Micro、MPS 間ではインバータコントローラーの特許に関する権利が訴訟で争われております。Taiwan Sumida としては、MPS から、特許侵害は無いとの説明及びその旨の特許弁護士鑑定により MPS 製品を購入してきたものであります。

② 訴訟の内容

本訴訟は、O2 Micro が所有するインバータコントローラーに関する米国特許第 6,396,722 号にかかる権利を Taiwan Sumida が侵害したとして、O2 Micro が損害賠償と侵害行為の差し止めを求めて訴えを提起したものです。

5. 評決の内容

- ①MP1010/1011/1015（*）を搭載している Taiwan Sumida のインバータモジュールは O2 Micro の米国特許第 6,396,722 号 クレーム 1、2、9、12、18 をすべて侵害していると認める。
- ②当該特許は有効であると認める。
- ③当該侵害は Taiwan Sumida の故意侵害と認める。

6. 今後の見通し

この評決に続く判決内容次第では上訴を提起することを考えております。損害賠償の決定方法及び金額の範囲については、双方当事者の間で合意ができ、その内容は次の通りです。

- ① 損害賠償額の立証は省き、下記②以下で定める通りとする。
- ② 現実損害額は、判事の裁量により決定され、最高 2 百万米ドルとする。
- ③ 故意侵害が認められた場合に損害賠償額に乗じる倍数は、判事の裁量により、最高 2 倍までとする。
- ④ 故意侵害が認められた場合は、判事の裁量により、最高 3 百万米ドルまでの弁護士費用が課されるものとする。

従って、今後の判決により Taiwan Sumida に支払いが求められる金額の最高額は、7 百万米ドルとなります。

他方、差し止め命令はまだ出されておりませんが、Taiwan Sumida は、O2 Micro の上記特許につき侵害の疑いのない他社製インバータコントローラーに切り替えるため、早急に対策を講じる予定でおります。

7. 決算に与える影響

判決が出るのは 2006 年になる見込みであり、それまでは損害賠償額等の支払を求められる額が決まらないこと、また、判決内容次第では上訴を提起する予定であることから、2005 年 12 月期では見積費用を計上しておりません。

（*）Monolithic Power Systems, Inc. 製のインバータコントローラーの型番

以上